

## 商品券 HP Q&A

Q 商品券をもらうには申請が必要ですか

A 市から直接世帯主あてに、商品券を世帯人数分郵送で送付しますので、申請は不要です。  
4/2以降に生まれた新生児の分は6/1以降に別で送付いたします。出生届を提出いただければ届きますので申請は不要です。

Q 商品券はいつ頃届きますか

A 6/1からゆうパックにて順次送付します。  
市内全世帯に一軒一軒訪問して直接お渡しするため、全ての対象の市民の皆さんに行き届くのに1か月ほどかかります。

Q どの店舗で商品券を利用することができますか

A 今回の商品券事業に利用登録した店舗で利用できます。  
登録されている店舗は店頭にはポスターが貼ってあります。また利用できる店舗は専用HP及び広報塩尻6/1に折り込むチラシでご案内します。  
登録店舗には、地域券と共通券両方が使える店舗と共通券のみ利用できる店舗の2種類があります。

Q 地域券と共通券の違いは何ですか

A 地域券は塩尻市内に本店・本社を有する事業所のみで利用できる券です。  
共通券は取扱店舗全てで利用できる券です。

Q 4/2以降に塩尻市に転入してきたのですが、商品券はもらえますか

A 今回の商品券の対象が4/1時点で塩尻市に住民登録のある方になります。  
4/2以降に塩尻市に転入してきた方は対象外となります。

Q 4/2以降に他市に転出したのですが、商品券はもらえますか

A 今回の商品券の対象が4/1時点で塩尻市に住民登録のある方になります。  
4/2以降に他市に転出した方は商品券の対象者にはなりますが、郵送先がわからないため、郵便局で郵便物の転送の手続きをお願いします。

Q 商品券の利用対象にならないものは何ですか

A ・国や地方公共団体等への支払い  
・有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・たばこ

Q 期限が過ぎた商品券は使えますか

A 期限が過ぎた商品券は利用できません。また商品券を現金に引き換えることもできません。

Q 商品券を紛失してしまったのですが、再発行はできますか

A 紛失、盗難、または破損等による再発行はできません。

Q 住民票の住所とは違うところに住んでいます。1名分のみ個別に送付の対応は可能ですか。

A 住民票の住所の世帯主あてに世帯人数をまとめて送付するため、個別対応はできません。

Q 郵便局の不在連絡票の保管期間の過ぎた商品券の受け取りはどのようにすればよいですか

A 郵便局での保管期間の過ぎた商品券は、7月1日以降に事務局窓口（塩尻商工会議所）にて受け取りをお願いいたします。

窓口での受け取りの際は、次の書類が必要になります。

世帯主及び世帯主と同居家族が受け取りの場合・・・本人確認書類

同居以外の家族等が受け取りの場合・・・・・・・・本人確認書類、委任状

様式等はHPをご確認ください。

Q 4/2以降に亡くなった方の商品券は相続税の対象となりますか

A 対象になる可能性はあります。詳細は、税務署へお問い合わせください。